

17 - 視覚障害者誘導用ブロック等

【基本的な考え方】

視覚障害者誘導用ブロック等（点状、線状ブロック）は、情報伝達、危険回避のための重要な手段です。また、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差の大きい色遣いに工夫することによって、高齢者などにも有効となります。様々な状況を考慮し、高齢者、障害者等が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが大切です。

● 構造等基準

項 目	整 備 水 準	解 説
廊下等 「1-1」 ●点状ブロック 等	ロ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）が敷設されていること。ただし、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。 (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (2) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (3) 建築物である路外駐車場に設けるもの	
階段「2-1」 ●点状ブロック 等	ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が建築物である路外駐車場に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。	
傾斜路「3-1」 ●点状ブロック 等	ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。 (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (2) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (3) 建築物である路外駐車場に設けるもの	

視覚障害者誘導用ブロック等

項 目	整 備 水 準	解 説
視覚障害者利用 円滑化経路 「15-1、2」	公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が建築物である路外駐車場に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。 イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等(視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)が適切に組み合わせられて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。 (1) 車路に近接する部分 (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16cmを超えず、かつ勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)	
●線状ブロック等 ●点状ブロック等 ●音声誘導設備		

視覚障害者誘導用ブロック等

○ 設計標準

項 目	整 備 水 準	解 説
○主たる経路	・ 敷地内の通路、廊下等、階段、傾斜路は、視覚障害者が敷地内及び建築物内の目的箇所に容易かつ安全に到達することができるよう配慮します。	案内板、音声誘導装置、視覚障害者誘導用ブロック等の設置などの配置を行います。 視覚障害者誘導用ブロック等の突起形状はJIS規格化されています。 周囲の床材との輝度比は2.0程度確保します。 色彩に関しては、経年劣化に対する耐久性も必要です。
○エレベ - タ -	・ エレベ - タ - の乗降ロビ - の床には、点状ブロック等を制御装置側に寄せて敷設します。	
○エスカレ - タ -	・ エスカレ - タ - の乗降口の床には、点状ブロック等を敷設します。	
○統一性	・ 視覚障害者用誘導ブロック等を一連で敷設する場合には、原則として、同寸法、同材質の床材を使用します。	
○識別性	・ 触知による識別が容易なものとします。 ・ 表面の色彩は、周囲の床材との対比効果が十分発揮できるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じ適切なものを選択します。	
○敷設	・ 視覚障害者誘導用ブロック等に敷設幅は、30cm以上とします。 ・ 線状ブロック等は、線上突起の方向を平行にし、連続して敷設します。 ・ 原則として、湾曲しないよう直線上に敷設し、曲がる場合は直角に配置します。 ・ 曲がる部分、段差部分には、点状ブロック等を敷設します。	
○表面の仕上げ	・ 濡れた場合でも、滑りにくい材質のものを使用します。	

望ましい配慮

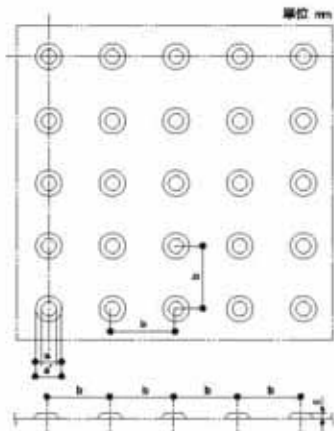
項 目	整 備 水 準	解 説
主たる経路	・ 道等から利用居室などまでの経路には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。	
利用居室の出入口	・ 視覚障害者のために、利用居室の出入口の外側と内側に、点状ブロック等を敷設します。	
改札口	・ 1箇所以上の改札口には、床面に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。	
水飲み場	・ 水飲み場、自動販売機を設ける場合には、30cm程度離れた位置から視覚障害者用誘導ブロック等を敷設します。	
敷設	・ 過剰な敷設は避け、下肢障害者や車いす使用者などの通行の支障にならないよう配慮します。	

視覚障害者誘導用ブロック等

視覚障害者誘導用ブロック等に係る規格について

視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状についてはJIS T9251規格で標準化されています。

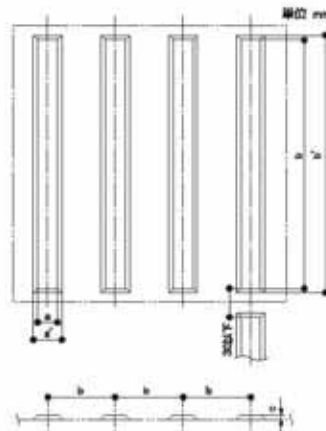
点状突起(並列配列)の形状・寸法及びその配列



記号	寸法	許容差
a	12	+ 1.5 0
a'	a+10	
b	55~60*	
c	5	+ 1 0

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに
応じて一つの寸法を設定する。

線状突起の形状・寸法及びその配列

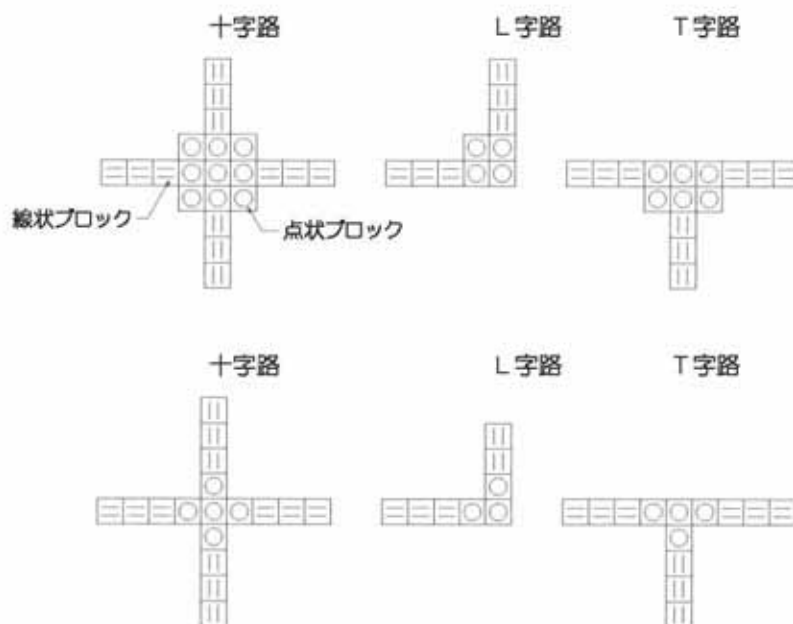


記号	寸法	許容差
a	17	+ 1.5 0
a'	a+10	
b	75	
c	5	+ 1 0
d	270以上	
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)に
おける突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下
とする。

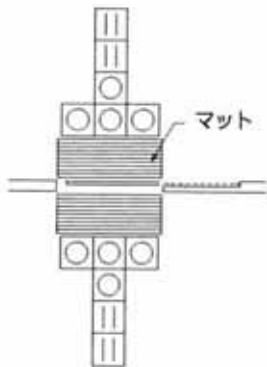
視覚障害者誘導用ブロック等の敷設例

経路分岐点における敷設例

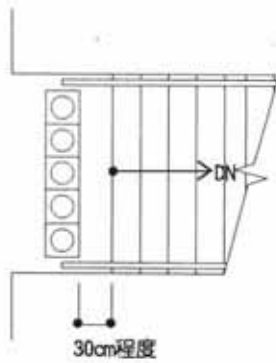


視覚障害者誘導用ブロック等

自動ドアの場合の設置例



階段前後の設置例



エレベーター乗降ロビーでの設置例

